

立川市障害者（児）日常生活用具種目一覧

	種目		対象者	性能	
	耐用年数	基準額			
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	入浴担架		原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの (入浴にあたり、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者（児）を担架に乗せたまま入浴させるもの	
	5年	133,900円			
	移動用リフト		1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの 2 原則として3歳以上の難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	障害者（児）を移動させるにあたり、介護者が容易に使用し得るもの。ただし、リフト本体については天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	
	4年	リフト本体	257,500円		
		スリングシート	50,000円		
特殊マット		1 原則として3歳以上の知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度のもの 2 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの 3 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗の防止のためマット（寝具）にビニール等を加工したもの		

		4 原則として3歳以上の難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	
5年	50,000円		
特殊寝台		1 原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの 2 原則として6歳以上の難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
8年	162,800円		
訓練いす		原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	原則として附属のテーブルをつけるものとする。
5年	33,100円		
訓練ベッド		難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
5年	159,200円		
体位変換器		1 原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの (下着交換等にあたって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。) 2 原則として6歳以上の難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの	介護者が、障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
5年	15,000円		
特殊尿器		1 原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用

自立生活支援用具		<p>1 級のもの (常時介護を要する者に限る。)</p> <p>2 原則として6歳以上の難病患者であって、自力で排尿できないもの</p>	し得るもの
	5年	100,000円	
		<p>原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害を有し、歩行補助つえの使用により、歩行機能を補うことが可能なもの</p>	障害者(児)が容易に使用し得るもの
	3年	3,200円	
	移動・移乗支援用具	<p>1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの</p> <p>2 原則として3歳以上の難病患者であって、下肢が不自由なもの</p>	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度及び安定性を有するもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
8年	60,000円		
	頭部保護帽	<p>1 知的障害者(児)であって、転倒により頭部を強打するおそれのあるもの</p> <p>2 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、転倒により頭部を強打するおそれのあるもの</p> <p>3 難病患者であって、転倒により頭部を強打するおそれのあるもの</p>	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの

		<p>4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（児）、自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者証の交付を受けた者（児）及び精神障害により1級又は2級の障害年金を受給している者であって、転倒により頭部を強打するおそれのあるもの</p>	
3年	38,000円		
火災警報器		<p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が1級又は2級のもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>2 知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度のもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（児）、自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者証の交付を受けた者（児）及び精神障害により1級又は2級の障害年金を受給している者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>
8年	31,000円		
自動消火装置		<p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者</p>	<p>室内温度の異常上昇又</p>

		<p>で、その障害の程度が1級又は2級のもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>2 知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度のもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（児）、自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者証の交付を受けた者（児）及び精神障害により1級又は2級の障害年金を受給している者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。</p> <p>4 難病患者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属するもの</p>	<p>は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>
	<p>8年</p> <p>28,700円</p>		
		<p>1 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>2 18歳以上の身体障害者手帳の交付</p>	<p>障害者が容易に使用し得るもの</p>

電磁調理器		<p>を受けた者であって、上肢障害の程度が1級又は2級のもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>3 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>4 18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>5 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（児）、自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者証の交付を受けた者（児）及び精神障害により1級又は2級の障害年金を受給している者。ただし、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。</p>	
	6年	15,000円	
ガス安全システム		<p>1 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの（喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>2 18歳以上の身体障害者手帳の交付</p>	<p>ガスの異常使用、地震時等に警報器からの遮断信号によりガスを自動的に遮断できるもの</p>

		<p>を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの (障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)</p> <p>3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(児)、自立支援医療費制度(精神通院医療)受給者証の交付を受けた者(児)及び精神障害により1級又は2級の障害年金を受給している者。ただし、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。</p>	
8年	42,200円		
入浴補助用具		<p>1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とするもの</p> <p>2 原則として3歳以上の難病患者であって、入浴に介助を要するもの</p>	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>
8年	90,000円		
浴槽		<p>原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの</p>	<p>1 障害者(児)が安全に利用できるよう配慮されたもの</p> <p>2 浴槽の設置と同時に給湯器を取り付ける場合は、給湯器を給付の対象に含める。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除</p>

		視覚障害の程度が1級又は2級のもの (2級の者にあつては、送信機の給付に限る。)	の場合において、送信機は、歩行時間延長信号機用小型送信機をいう。
	10年	1級 51,000円 2級 7,000円	
		原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であつて、聴覚、音声又は言語機能障害の程度が3級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの
	10年	12,400円	
		18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの
	6年	20,000円	
		18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、けい髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの (医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの
	6年	120,000円	
在宅療養等支援用具		身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であつて、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの (医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者に限る。)	障害者(児)が容易に使用し得るもの
	10年	17,000円	
		1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であつて、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は医師の意見書により必要と認められるもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの

		の 2 難病患者であって、呼吸器機能に障害を有するもの	
5年	36,000円		
電気式たん吸引器		1 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は医師の意見書により必要と認められるもの 2 難病患者であって、呼吸器機能に障害を有するもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの
5年	56,400円		
吸引・吸入両用器		1 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は医師の意見書により必要と認められるもの 2 難病患者であって、呼吸器機能に障害を有するもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの
5年	92,400円		
透析液加温器		身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、人工透析を必要とするもの (自己連続携行式腹膜かん流法による透析療法を行う者に限る。)	自己連続携行式腹膜かん流法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの
5年	72,100円		
音声式体温計		原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの (視覚障害者のみの世帯及びこれに	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの

			準ずる世帯に属する者に限る。)	
	5年		9,000円	
	音声式体重計		18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	5年		18,000円	
	音声式血圧計		18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの
	5年		15,000円	
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		難病患者であって、人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの
			157,500円	
情報・意思疎通支援用	人工喉頭		1 電動式及び笛式については、原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、喉頭摘出等により音声機能を喪失したもの 2 埋込型用人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用していることが医師の意見書等により確認できる者	障害者(児)が容易に使用し得るもの
	5年	電動式及び笛	70,100円	

具	式		
	埋込型用人工鼻	1 か月あたり	23,100円
	携帯用会話補助装置	原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）で音声言語の著しい障害を有するもの	
	5年	150,000円	
	ポータブルレコーダー	原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	
	6年	85,000円	
	時計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	
	10年	13,300円	
	点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの （就労若しくは就学している者又は就労が見込まれている者に限る。）	
	5年	63,100円	
視覚障害者用拡大読書器	原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）であって、視覚障害者用拡大読書器の使用により文字等を読むことが可能になるもの		
	携帯式でことばを音声又は文章に変換する等の機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの		
	視覚障害者が容易に使用し得るもの		
	視覚障害者が容易に使用し得るもの		
	視覚障害者が容易に操作できるもの		
	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことにより、拡大された画像（文字等）をモニターに簡単に写し出せるもの		

8年	198,000円	<p>1 原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）であって、夜盲又は視野狭さくの症状があるもの（実機を体験し給付等が必要であると認められるものに限る。）</p> <p>2 原則として6歳以上の難病患者であって、夜盲又は視野狭さくの症状があるもの（実機を体験し給付等が必要であると認められるものに限る。）</p>	<p>暗所及び夜間において身体に装着することにより、光を増幅させ、広い範囲の景色を目の前の画面に映し出せるもの</p>
暗所視支援眼鏡			
8年	395,000円	<p>18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（視覚障害の程度が1級若しくは2級又はそれと同程度の身体障害を有する者）であって、給付等が必要であると認められるもの</p>	<p>文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの</p>
点字ディスプレイ			
6年	383,500円	<p>原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）（視覚障害又は上肢機能障害の程度が1級又は2級の者に限る。）であって、給付等が必要であると認められるもの</p>	<p>障害者（児）がパーソナルコンピュータを使用するにあたり必要な周辺機器及びアプリケーションソフト</p>
情報・通信支援用具			
6年	100,000円	<p>原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの</p>	<p>文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有す</p>
活字読上げ装置			

			るもので、視覚障害者 (児)が容易に使用し得るもの
6年	99,800円		
聴覚障害者用通信装置		原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、聴覚、音声又は言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等による通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用し得るもの
5年	20,000円		
情報受信装置		原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者(児)であって、情報受信装置の使用によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力し、並びに災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するものであって、聴覚障害者(児)が容易に使用しうるもの
6年	70,000円		
会議用拡聴器		原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、聴覚障害の程度が4級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの
6年	38,200円		
携帯用信号装置		原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、聴覚、音声又は言語機能障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの

	6年	20,200円		
	点字図書		主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児） （対象者一人につき、年間6タイトル又は24巻の点字図書を限度とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。）	月刊、週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。
	点字器		原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの
	7年	10,400円		
排せつ管理支援用具	収尿器		原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級であり、収尿器の使用によって排せつ機能を補うことが可能なもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの
	1年	8,500円		
	ストマ用装具（1か月・1か所あたり）		1 ストマ用装具（消化器系）及びストマ用装具（尿路系）については、原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、直腸、ぼうこう又は小腸のいずれかの機能障害を有し、人工こう門又は人工ぼうこう造設術を受けているもの 2 紙おむつについては、原則として3歳以上の脳性まひ等脳原性運動機能障害を有する身体障害者（児）で、平成18年4月1日以前から給付を受けていたものに限る。	障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの

—	ストマ用装 具（消化器 系）	9,900円	
—	ストマ用装 具（尿路 系）	13,000円	
—	紙おむつ	12,000円	
紙おむつ（1か月あたり）	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、在宅で寝たきり又はこれに準ずる状態にあるもの。ただし、平成18年4月1日以前から給付を受けていたものを除く。 2 療育手帳（愛の手帳）の交付を受けた者（児）であって、在宅で寝たきり又はこれに準ずる状態にあるもの。ただし、平成18年4月1日以前から給付を受けていたものを除く。 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（児）、自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者証の交付を受けた者（児）及び精神障害により1級又は2級の障害年金を受給している者であって、在宅で寝たきり又はこれに準ずる状態にあるもの。ただし、平成18年4月1日以前から給付を受けていたものを除く。 4 難病患者であって、在宅で寝たきり又はこれに準ずる状態にあるもの。ただし、平成18年4月1日以前 	<p style="text-align: center;">障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの</p>	

		から給付を受けていたものを除く。	
	—	10,000円	
そ の 他 支 援 用 具	福祉電話（貸与）	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた難聴者又は外出困難な者（原則として2級以上）であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの （平成31年3月31日以前から給付等を受けている障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年分の所得税が非課税の世帯に属する者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの
		—	